

福島県における復興特区税制の概要

令和3年4月1日
認定

計画

福島第131号計画(ふくしま産業復興投資促進特区)

目的

産業復興・企業立地促進、農林水産業の再生

申請

県・県内15市町村(※1)の共同申請

※1…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

課税の特例

I 設備投資に係る特別償却等【法第37条】

II 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除【法第38条】

III 開発研究用資産に係る特別償却等【法第39条】

IV 地方税(事業税、不動産取得税、固定資産税)の課税免除又は不均一課税 (※ I、IIIの指定を受けた場合) ※調整中

福島第132号計画(ふくしま観光復興促進特区)

対象業種

<製造業関係>

- ① 輸送用機械関連産業
- ② 電子機械関連産業
- ③ 情報通信関連産業
- ④ 医療関連産業
- ⑤ エネルギー関連産業
- ⑥ 食品・飲料関連産業
- ⑦ 環境・リサイクル関連産業
- ⑧ 地域資源活用型産業(林業関係除く)
- ⑪ 製造業等施設整備事業
- (①～⑧)に係る建築物の建築及び賃貸事業)

<農林水産業関係>

- ⑧ 地域資源活用型産業(林業関係)
- ⑨ 農業関連産業
- ⑩ 水産関連産業

<観光関連産業関係>

1「歴史・文化・体験」、2「ふくしまの花に代表される自然」、3「温泉」、4「娯楽業(アクティビティ)」という4つのカテゴリーを設定し、それらの地域資源を活用する取組を行う事業者が対象
対象業種は宿泊業、飲食店、飲食料品小売業、娯楽業など36業種

集積区域

対象業種の集積を図る区域として、県内15市町村の工業団地など11,045ヶ所を「特定復興産業集積区域」に設定

主に農地や国有林等を除いた山林、漁港周辺など79,014ヶ所を「特定復興産業集積区域」に設定

観光資源を活用した観光関連産業が集積する区域として、16,259ヶ所を「特定復興産業集積区域」に設定

担当

商工労働部 企業立地課
(TEL 024-521-7280)

農林水産部 農林企画課
(TEL 024-521-8027)

観光交流局 観光交流課
(TEL 024-521-7128)